

テクノポリス構想発案の時代的背景とその後の推移

竹内章悟*

はじめに

わが国の産業立地政策を振り返ると、昭和30年から40年前半にかけての戦後復興から重化学工業化を推進した新産・工特の時代、昭和40年半ばから後半にかけて公害問題と太平洋ベルト地帯中心の工業地域構造からの脱皮を目指した工業再配置が脚光を浴びるようになった時代、それに引き続き地方の主体性に軸足を移す嚆矢となったテクノポリス、頭脳立地を進める時代と政策の重点は移り変わってきた。さらに現在では「産業立地政策」というよりもむしろ「地域産業政策」として地域における産業の創出・活性化に力が注がれる時代となってきている。

一国の工業立地構造を如何なる方向にもって行くかという国レベルからの発想が、地方における産業構造の高度化も視野に含めつつ地方からの主体的取り組みに着目する発想に変化する転換点は、今から考えるとテクノポリス構想の発案のあたりにあると考えられる。本稿ではこのあたりにスポットライトを当て、テクノポリスの草創期からその後の推移までを検証した。

1. テクノポリス前史

わが国においていわゆる産業立地政策が政策として明示的な形を取り出すのは昭和35年前後であった。「もはや戦後ではない」と戦後復興の時代は完了したと高らかに宣言した経済白書が昭和31年に世に出され、わが国は高度成長に向けて一步を踏み出していった。昭和32年の新長期経済計画、さらに35年の池田内閣による国民所得倍増計画はわが国経済の潜在成長力を高く評価し、来るべき豊かな時代への期待を国民に与えるものであった。この基盤となるのは当時の基幹産業である製造業の国内立地であり、見込まれた経済成長に対応するだけの工業用地・工業用水の確保、輸送等のインフラの整備が課題であった。

しかしながらわが国の産業（工業）の立地状況や今後の新規立地適地の見通しとそのための課題について十分な現状把握がなされておらず、至急にこれらの情報収集・分析を行う必要があった。また、当時すでに大都市部において顕在化していた工業用水の過剰汲み上げに伴う地盤沈下への対処が急がれた。このため昭和33年、通商産業省（当時）に工業立地指導室が設けられ、一步先に開始されていた工業適地調査の実施や工業用水法の施行を担当することとなった。すなわち、このあ

*東洋大学国際地域学部教授

たりをわが国の産業立地政策の揺籃として適当と考えられ、産業立地政策は経済成長の規模を達成するために必要とされた膨大な用地・用水の新規需要をいかに賄い供給確保するかという視点から始まったと言えよう。まず取り上げられたのは工業用水の適切な使用と供給の確保であり、具体的には地下水の汲み上げ規制と、その表裏としての工業用水道の建設であった。工業用水道事業はその後地下水規制代替策という性格にとどまらず、工業開発の時代に必要なインフラ整備として拡大発展を見ることとなった。

工業立地の視点から国民所得倍増計画をみると、工業の太平洋ベルト地帯構想と不可分な関係にある。倍増計画に伴い必要とされる工業の新規立地需要を国内のどこに配置するか検討が必要であった。当時京浜、中京、阪神、北九州が四大工業地帯を形成しており、新規立地もこれら工業地帯の近傍に確保するのが現実的との考えから太平洋、瀬戸内海沿岸部を中心とした工業開発を構想したものである。この構想はこれに漏れた地域からの反発もあり立ち消えとなり、翌年工業適正配置構想として修正の上昭和37年の全総にその考え方が引き継がれていった。産業立地政策が用地・用水の単なる量的確保にとどまるのではなく、工業の配置構想と一体のものとして提示されるべきものであり、太平洋ベルト地帯構想、工業適正配置構想はその初期の試みとして位置づけられる。産業立地政策がわが国の工業配置のあり方を提示するものであることは、その後の工業再配置計画においてよりはっきりとした形をとることとなる。

昭和39年には新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法による新産13地区（後に1地区追加）・工特6地区の地域指定が行われた。この詳細については別稿に譲る。

その後44年の新全総と機を一にしたむつ小川原、苫小牧東等の大規模工業開発プロジェクトの立ち上げが行われる一方、公害問題の顕在化が社会問題となってきた40年初頭からは一連の公害防止対策法制度等の整備が行われた。この時代の産業立地政策は、工業開発をとりわけ既存工業地帯以外で進め、一方公害問題への対処を図るという方向で進められた。

しかしながら、地域間の所得格差のアンバランスが依然としてあり、大都市圏の過密・地方の過疎という過密過疎問題が進行する中で、これらの問題に対処するためには地方への工業誘導的手法に加え、更に強力な手段を講じる必要があった。昭和46年田中角栄が通商産業大臣に就任し、「都市から工業を追い出し、地方の産業発展に役立てる」との考えを提示した（これは後に『日本列島改造論』（昭和47年）の中に取りまとめられることとなった¹⁾）。大臣の意向を踏まえ、当時の通産省は「大都市内の工場に対し、これまでの地方への“誘導”を更に強化するとともに、立地そのものを税制によって“規制”する²⁾方向へと、産業立地政策を転換する意向を固めた」（通商産業政策史15、1995、p242）。これに沿って昭和47年度予算要求に工業再配置促進対策を盛り込み、工業再配置促進法、工業再配置・産炭地域振興公団法の制定を図った。現在も産業立地政策の柱の一つに「工業再配置政策」が位置づけられているが、その始まりは昭和47年わが国の産業立地政策が「工業再配置」に軸足を移したことにある。

その後移転促進地域、誘導地域、白地地域の地域指定、工業再配置・産炭地域振興公団の業務開始と中核工業団地の造成、昭和65年を目標年次とした工業再配置計画（昭和52年）の策定など、工

業再配置施策の立ち上げに忙殺された数年間を経て、一区切りついたのは昭和52年頃と言えよう。

昭和30年代半ばから始動した産業立地政策はわが国の工業地区の実態把握と経済の成長に対応した用地・用水の確保、インフラの整備等とともに、わが国における工業の適正配置の姿を示す計画策定能力を高めつつ展開されてきた。更に、工業の地方への誘引的手法に加え大都市圏からの工業の移転再配置の方向に重点を移しつつ、昭和50年代半ばには一応の施策メニューが揃い、次の展開を考える段階に達したといえよう。このころは2度の石油ショックを経て、従来の基幹であった重厚長大産業にかげりがみえ、産業構造の高度化、知識集約化の必要性が叫ばれだした。また地方においても従来の中央主導的政策展開から脱皮し、地方が自主性と独自性を発揮する「地方の時代」の到来を唱える声が上がってきた³⁾。産業立地政策もこれらの時代の変化を踏まえた新たな展開が必要とされ、その中から「テクノポリス」という構想が練られた。次節ではテクノポリスの構想から展開に至る過程を見る。

2. テクノポリス構想の発案

産業立地政策が工業再配置施策の立ち上げ、施行に集中した数年が過ぎ、ようやく一段落した昭和52年代半ば、次なる政策展開の方向として「テクノポリス」構想が提示された。テクノポリスはそれに引き続く頭脳立地構想、オフィシャルカディア構想の手法的原型をなすものであり、昭和50年代半ばから昭和60年代以降にわたる産業立地政策の変化の始まりとみなすことができる。

まず最初にテクノポリス構想の背景についてみる。『テクノポリス・頭脳立地構想推進の歩み』（財団法人日本立地センター、1999、pp3-5）では次のように背景を整理している。

- ① マイクロエレクトロニクス・メカトロニクス等を中心とする先端技術産業の急速な発展
- ② 地域が主導する新しい地域づくり像としての「地域の時代」、三全総の定住圏構想
- ③ 大平内閣による「田園都市構想」

また通商産業政策史第15巻（p282）ではこれを敷衍するものとして

- ① 高速道路・空港・新幹線等の高速交通システムの整備
- ② 貨物空輸・臨空港産業の進展
- ③ 地方での新空港建設とその周辺地域へのIC工場進出
- ④ ICのみならずハイテク産業も地方への立地が進んだこと

をあげている。

すなわち、ひとつの流れとしてはオイルショックを契機とした高度経済成長の終焉・安定成長の時代への移行の中で従来の鉄鋼、石油化学など基礎素材型産業（これらの配置構想は工業再配置計画の中で重点課題であった）の低迷と半導体、コンピュータ産業、情報・通信、バイオなど先端技術産業の成長あるいは成長への期待である。しかもこれら産業構造の高度化、知識集約化を担う新産業がフットルーズな性格を持ち、高速交通ネットワーク等輸送インフラの整備があれば地方立地に特段の支障がないと見込まれることから、地方でのこれら産業の立地可能性に対する期待が大き

かったことである。また、現にこの頃には九州をはじめとして IC 工場の立地が進んでいた。

もうひとつの流れは「地方の時代」であり、昭和52年長洲一二神奈川県知事の提唱をはじめとして地方が主導する新しい地域づくり像の提唱が底流としてあった。地方からの声に留まらず、「中央」においても当時の大平首相が「田園都市構想」を提唱（昭和46年。大平内閣成立後の53年検討本格化）し、三全総（昭和52年）でも「定住圏構想」がキャッチフレーズとされるなど、地方の時代を中央からも後押しする潮流にあった。

これらの状況の中で通産省は昭和53年に立地公害局長の私的諮問機関として「立地・環境政策研究会」を発足させた。その趣旨は「公害問題、オイルショック・内需不振・円高等による設備投資停滞、したがって工業地方分散の停滞、他方、三全総における定住圏構想提示、こうした経済的・社会的環境の変化の中で、立地政策が大きな曲がり角に直面しており……」（前出政策史第15巻 p289）とあるように、目下の主要な政策である工業再配置が停滞しかねない⁴⁾ 危惧感の中で新たな目標を模索することになった。「立地政策が大きな曲がり角に直面している」というのは当時として率直な意識であろう。

研究会は3グループからなり、テクノポリス構想との関係では第2グループ「地域経済社会における産業の役割」での議論、およびあわせ行った欧州、米国への海外調査団派遣が重要であったようである。同書（p289）によれば第2グループで地域政策として今後取り組むべき分野として

①地域雇用機会の確保、②魅力ある地域社会づくり、③健全な地方自治体の育成、を挙げている。

また、このような考え方に立脚して地域政策の再構築のため、地域経済社会における産業の役割を検討する場合、第二次産業、第三次産業といった分類に即して論じるだけでなく、地場産業を新しい視点からリージョナルインダストリーとしてとらえなおすこと、ナショナル・セキュリティー産業という視点にも着目すること、も肝要であるとしている（同 p289）。

それまでの産業立地政策がいわば一国のマクロな経済成長と連動し、産業とりわけ工業の地域配分を考える（地方の雇用、所得の底上げを意識しつつ）パターンであったが、当グループの検討では「地域」というものをより重視し、地域経済社会を支えるものとして産業を捉えなおす視点が注入されていると考えられる。三次産業も視点に加えたこと、外部からの企業誘致に留まらず地場産業をリージョナルインダストリー（地域産業）として再評価する視点はテクノポリス以降大きな流れとなってゆくが、その発想の始まりはこの辺りにあると考えられる。テクノポリスが現実には外部企業誘致に大きく傾いたが、理念として外部と地元企業との連携をうたっていたことは、これと関連している。

昭和53年から54年にかけて上記研究会に於いて“テクノポリス”という名称こそ未だ付されないがその方向性が検討された後、55年に正式な施策として外部に問うこととなった。次節ではテクノポリス構想がどのように展開されていったのか見ることとする。

3. テクノポリス構想の具体的展開

昭和53年から54年にかけて“テクノポリス”について通産省は内部で検討を進める一方、その方向性は『80年代の通商産業政策研究会報告』（昭和54年）の第7章にも表されている。同報告書では「産業の適正配置を進めるに当たっては、①雇用機会の確立②第3次産業をも含めた開発により地域経済を強靱にする③地元資源（金、人的・歴史的）を活用する④地域ごとのエネルギー需給バランスに配慮する、等を考慮すべきである。各地域は産業の誘致と育成・振興を組み合わせた地域開発ビジョンを主体的に策定する。また、臨空港工業地帯、異業種の研究能力を統合した技術開発センター、国際通商都市等の構想についても更に検討する。」と概略述べており（前出政策史第15巻p290による）、後にテクノポリスに繋がって行くものであった。

テクノポリスという名称がはじめて現れたのは昭和55年第1回の「テクノポリス'90建設構想研究会（産業研究所）」であり、ここでテクノポリスという言葉が認知された。（当研究会は報告書『テクノポリス'90建設構想について』（昭和55年7月）をとりまとめ、その中で検討されたテクノポリス構想の骨子を記している⁵⁾。）

前出政策史第15巻（pp291-292）によると、同研究会でのコンセンサスとなったイメージは次のとおりとされる。

- ① 地方圏域における町づくり
- ② 産業、学術、人間居住の3機能のバランス
- ③ 先端技術産業と中核とし、他地域からの移入産業と地場産業の相互連関的發展を志向
- ④ 生活基盤面で大都市の有するミニマム・スタンダードの実現、地域の文化伝統との協調的存在
- ⑤ 交通・情報機能の重視、3大都市圏・地方中枢都市との1日行動圏を確保、情報伝達におけるマキシマム・クオリティの確保
- ⑥ 新旧両住民の調和的居住

テクノポリスの骨格が徐々に固まって来たものであり、産業と学術・技術との連携、移入産業と地場産業との相互連関、生活基盤面での一定水準確保（母都市人口規模20～30万人）などが挙げられている。なお、この報告書時点ではテクノポリスは国家的なシンボル事業として全国で1箇所の建設として記されていたとされ（前出『歩み』p5）、その後のテクノポリス指定騒ぎを考え合わせると興味深い。

当研究会報告書が発表されると地方自治体の大きな関心呼び、問い合わせが相次いだ。その後昭和55年10月同じく（財）産業研究所に「テクノポリス'90建設構想委員会」が設置され更に具体的なテクノポリス建設に向けた検討を進め、56年6月「テクノポリス'90建設の方向」が取りまとめられた。同じく6月には全国で19地域の基本構想策定調査地域が発表され、7月から各地域において基本構想策定作業がスタートした。これら地域は基本構想策定を踏まえ昭和57年8月より開発構想の策定に進んだ。一方これと平行して、これら地域の基本構想策定に資するため56年8月に（財）日本立

地センターに「テクノポリス'90建設構想委員会」（上記建設構想委員会とは別組織）が設置され、総合委員会と、その下にテクノポリスにおける先端技術産業コンプレックスのあり方、研究開発(R&D)のあり方、開発方式及び地域形成のあり方、の3分科会が設置され、57年3月総合報告書及び3分科会の各報告書をまとめた。また、通産省では昭和56年10月に立地公害局長の私的諮問機関として「テクノポリス委員会」を設置して政策的対応の必要性等について各界の識者からの意見を諮る場を設けた。

このように錯綜ともいえるテクノポリス開発構想の練り上げと地方自治体のテクノ指定獲得に向けた作業が重なり急激に進行したのが55年以降の姿であると言えよう。実態がこのように進行する中で、法制度面の整備がどのように進められたのか次節に見る事とする。

4. テクノポリス法の制定と開発計画の承認

『政策史』第15巻 pp295-299によると、『80年代の通産政策ビジョン』及び『テクノポリス'90建設構想』が昭和55年に相次いで公表されると、「40近くの地域が通産省に応募または問い合わせをし、10年かけて一つか二つでもテクノポリスを建設できればと願っていたらしい同省の首脳部を驚かせた」という。前節でも触れたようにテクノ地域は1つとのイメージも出されていたように、テクノポリス建設は数箇所でのモデル的实施を想定していたが、多数の地域が手を挙げたことにより、地域採択の判断基準としかるべき法制度の整備が必要とされるような状況が生じた。むしろ開発構想策定道県の結成したテクノポリス建設促進連絡協議会の立法措置を求める動きに呼応する形で法案作成作業が行われたと見るべきであろう。

このため、各地域の基本構想、開発構想策定作業のほうが先行し、法案作成は58年4月閣議決定、同4月成立5月公布（「高度技術工業集積地域開発促進法」）というあわただしい動きであった。法案の主たる内容は開発指針の策定、開発計画の策定、開発計画の承認、助成措置と、従来の地域開発法スタイルと大きな違いはないが、単なる物的計画ではなく産学官の技術開発事業、交流事業、人材育成研修事業等いわゆるソフト事業を実施するための法人（産業技術振興機構、いわゆるテクノ財団）の整備を開発計画の内容として取り入れたこと、テクノポリス関連施設を一定地区内に集中するのではなく分散配置型も含めることとした点などの特色を持っている。

法律が公布された昭和58年10月には開発指針の公表、翌59年3月には長岡、富山、浜松等第一陣9地域の開発計画承認を行い、61年12月までに20地域21道県の承認を行った。

その後62年3月には開発指針の改正を行い、9月には後発地域の追加承認を経て、合計26地域が承認された。

筆者は当時通産省工業用水課において工業用水道事業の計画立案及び施行業務に従事しており、工業用水面からテクノポリス開発計画を審査する立場にあった。テクノポリス法の主務大臣は通産大臣、建設大臣、農林水産大臣、国土庁長官と多岐に渡り、また開発計画承認に際しての合議先も環境庁、自治省等広範にわたった。これはテクノポリスが工業開発のみならず道路、住宅の整備等

地域の総合的な構想づくりという性格を持ち、かつ既存農業地帯や環境、地方財政等との調和も図られるべきものであった故である。あるいは当時の新規施策としてのテクノポリスに各省庁が大きな関心を寄せたゆえんともいえる。

この結果、各県のテクノポリス担当者は中央官庁に日参し、各所管部門ごとに説明を行い調整作業を行う必要があった。加えて隣県のテクノポリス承認に遅れをとらぬようとの県の面子をかけた案件であり、テクノ担当者の精神的負担は大きかった。地方の時代のテクノポリスの誕生に中央省庁との多大な折衝を要したことは時代を感じさせるが、工業を主軸とした総合的な地域開発プロジェクトの計画立案を多数の地方自治体が行うほぼ最初のものとして画期的なものであったと言える。

5. 第2期計画、及びその後

テクノポリス開発計画の第1期計画は平成2年を目標年次としていたため、平成3年3月に第2期開発指針を公表、4月から逐次第2期開発計画の承認を行った。更に2期目標年次の平成7年を過ぎ第3期計画に移行するに際しては開発指針の公表は9年4月にずれ込み、開発計画の承認は10年3月以降に更にずれ込んだ。これは「わが国経済の空洞化懸念の進展、長引く景況の低迷など産業立地を取り巻く環境の変化」による（『歩み』p15）といわれる。

第2期開発計画指針では新たに①地場産業等の地域企業の技術高度化の推進、②高度技術の起業化等の推進、また第3期開発計画指針では①テクノポリス域外企業・大学・試験研究機関等と地域企業との連携を含む企業等連携による研究開発の強化、②技術面のほか資金面、経営面に至る総合的支援体制（プラットフォーム）構築による地域蓄積技術活用による起業化の促進、等がポイントとなった。総じて、これらは地域における技術を核とした内発的産業振興・起業の促進を意図するものであり、産業立地政策が地域の産業活性化、創業促進といういわば地域産業政策に軸足を移して来た時代背景を踏まえたものと言える。

テクノポリス構想に引き続き、昭和63年には「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積促進に関する法律（頭脳立地法）」が成立し、地方における情報処理、産業サービス関連機能等の立地促進を図ることされた。更に平成元年には「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（地方拠点法）」が成立、オフィス機能の地方展開を図ることとされた⁶⁾。これらは地方における拠点開発を目的として、テクノポリスによる先端技術産業の導入・育成に加え、研究・ソフト産業の導入・育成、更に業務機能の導入・育成まで範囲を拡大してきたものと言え、計画対象地域も多くの場合テクノポリス地域が重複指定されている。テクノポリスがその発想のみならず手法においてもこれら施策に発展拡大して来たものと捉えられる。（因みに平成10年の「新事業創出促進法」制定を機にテクノポリス法及び頭脳立地法は廃止され、促進法に実質的に統合された。促進法ではこれまでのテクノポリス計画及び頭脳立地計画に替わる「高度技術産業集積活性化計画」を作成することができることとされていることから、各地域とも順次同計画に衣替えを行った⁷⁾。）

6. テクノポリスに関する評価

このような推移をたどり、現在中小企業新事業活動促進法の高度技術産学連携地域に移行しようとしているテクノポリスは、如何様に評価すべきであろうか。

前出政策史は通産省側からの見方を概ね次のとおり国内、国外での各評価に分けて記している(同書 p.305)。国内での評価については、

- ・ 財政再建を重視する大蔵省：大規模工業基地をまた造るのではと反対の立場
- ・ テクノポリス'90建設構想委員会地域分科会の中でも地価高騰への懸念
- ・ 地域主義の立場から、中央主導に変わりはない、低成長下で先端技術工業の地方招致の現実性、仮に招致できたとしても地場産業への技術移転実現を疑問視、雇用効果は少なく、むしろ地場産業振興に注力すべき

との否定的意見があり、一方推進側の立論としては

- ・ 地方経済は中小企業で自己完結的に維持できるものではなく、地域経済は高度に開放的で、国の内外で競争に直面しており、中小企業も技術革新を怠れば後発工業国との競争に敗退する。「効率的に多品種少量生産を行いうる技術的基盤が用意されてきている」状態の中で、巨大技術は反省すべきも「最先端技術の中に、地方の時代を築く技術的基盤が用意されていることに注目すべき」⁸⁾との主張を記している。

この上で同書としてはテクノポリス構想自体はある意味で上記両論の統合、即ち15万人程度以上の母都市を前提とし、域外からの先端技術工業の導入のみならず地域内部からの「内発」も重視しており、導入が困難な場合、まず地域の既存の試験所や工場における技術改良から出発し、地域の技術基盤の熟するに伴って外から先端技術産業を導入、技術の地域への移転を図り、ついには自前の地域技術が確立される内発先導コースを示唆している、との見解をとっている。

更に西岡⁹⁾の見解を引用しつつ、テクノポリス構想の意義が、これを契機として各地域での産・学・官が集まり地域の持つ資質と可能性を検討し、実現するために協力する慣行ができるようになったこと、通産省以外の中央省庁も国民のコンセンサスを得られるビジョンの重要性を認識するようになったことを挙げている。

また、田中(1996, pp.7-9)はテクノポリス構想(第一期計画)の問題点を次のように整理している。

- ① 構想は地域経済振興と先端技術産業の受け皿という2つの目的を持つものであったが、専ら先端技術産業の立地拠点の整備に力が注がれた。
- ② 開発計画の数値目標が計画の実現可能性や整合性を十分考慮したものではなかった。
- ③ ソフトなインフラ整備に力点を置くものであったが、実際はハードなインフラ整備に多額の投資が行われた。
- ④ 各地のテクノポリスとも同様な先端技術産業の企業誘致を意識したものとなっていた。
- ⑤ 中央官庁に大枠がはめられ、地域の主体性、独自性は身動きが取れないものとなっていた。

⑥ “安上がりのテクノポリス”を目指し、民間活力の活用、第3セクター方式の採用を行った。伊東（1995 p.11）においても実態は先端技術産業の企業誘致に力点が置かれた、先端技術産業の誘致は期待はずれのものとなった、全国的な画一的な計画となり、テクノポリス地域の魅力を減じた、テクノ財団による地域企業の技術高度化にも限界があった等、田中同様の指摘がなされている。

上記の大蔵省の大規模工業基地再来論や地価高騰の危惧はともかくとして、テクノポリス構想にあった先端技術産業の誘致と地域産業の内発的発展は、前者への重点の傾斜という結果となり、また技術移転が十分に図られないとの危惧は現実のものとなったと考えられる。テクノポリスは当初ごく少数の地域を想定し、そこへの先端技術工業の立地を目論んでいたが、最終的には26地域が指定され、いずれもほぼ同様な先端産業の導入を計画した。この結果政策的な濃淡が薄れ、企業立地があるとしても既往の工業団地に近い業種構成となった感は否めない。また、地元企業の内発的発展にも期待する趣旨が構想には盛り込まれていたが、実態は各地元自治体とも企業誘致優先の開発姿勢が強く現れたものとなり、地元企業との連携・技術移転は十分には図られなかったきらいがある。（これらの反省を踏まえ第2期計画が策定され、更に現在の「高度技術産学連携地域」に繋がってきているものではある。）しかし地方公設試の機能強化やテクノ財団の創設により地域の技術水準の底上げを図る努力がなされたことは評価できよう。田中、伊東の指摘するように一定の限界はあったが、テクノ財団がその後の地域を挙げた「産業振興機構」の母体となり、ソフト面から地域の創業を支援する機関に繋がってきている。けだし、西岡の指摘したように「各地域での産・学・官が集まり地域の持つ資質と可能性を検討し、実現するために協力する」さきがけとなったのである。

おわりに

テクノポリス構想は、当時工業再配置政策の施行が一段落した通産省の産業立地政策部局において、新政策として発案され、地域に軸足を移した工業立地、地域振興を図ろうとする嚆矢となったものである。その後全国を視野にしたマクロ的な「産業立地政策」は地域振興政策に傾斜を深め、今や「地域産業政策」として展開されている。この過程で産業立地政策と中小企業政策の融合が深められ、テクノ法も現在創業促進を主眼とする中小企業庁所管の「中小企業新事業活動促進法」に包含されるものとなっている。これに伴いテクノ計画の後身である「活性化計画」も順次廃止される運びであり、これに（一部）代わるものとしての「事業環境整備構想」—地方への権限委譲の流れの中で主務大臣は助言に留まる—が地方自治体により策定されつつある。かつて「テクノフィーバー」といわれた時代から現在に至る過程を、産業立地政策の変遷という視点から振り返ることは今後の興味ある作業と考えられる。

注

- 1) 田中角栄が日本列島改造論を提唱するに当たっては新潟出身であることが大きな要因であったことは間違いないが、当時の通産省職員も関与しており、改造論が突如通産省に提示されたというよりは、むしろ田中角

業の意向を踏まえ当時の通産省の政策意図も反映されたものと考えるのが妥当であろう。

- 2) 「追い出し税 (工業再配置税)」がひとつの眼目であったが、政治的にデリケートな問題であり、実現には至らなかった。
- 3) 昭和52年神奈川県知事長洲一二等の提唱等がある。
- 4) 移転促進地域からの工場移転はもちろんであるが、むしろ新設工場の地方立地により地方の工業シェアが高まることに期待するところが大きかったため、設備投資の停滞は地方分散の動きを減じる方向に働く。
- 5) 当研究会報告書が55年7月に成案を見るに先立ち、『80年代の通産政策ビジョン』が55年3月に答申された。この中において「テクノポリス」がその名称・概念ともに正式に提示されたものであるので、公式文書の形では当ビジョンが「テクノポリス」表現の最初であったといえよう。因に同ビジョン p.117ではテクノポリスの概念を

「テクノポリス (技術集積都市) とは、電子・機械等の技術先端部門を中心とした産業部門とアカデミー部門、さらには居住部門を同一地域内で有機的に結合したもの……産業、学術部門を先導しつつ地域振興を図り、同時に新しい地域文化を創造しようとするもの……土地とインフラストラクチャーの整備を中心としたこれまでの地域開発とは、発想において異なるものであり……」

 と述べている。
- 6) オフィスアルカディアと称される。
- 7) 更に、促進法そのものも平成17年「中小企業の新たな事業活動促進に関する法律 (中小企業新事業活動促進法)」に発展・改組され、旧テクノ地域は同法の定めるところの高度技術産学連携地域に順次移行していくものと見られる。
- 8) 「 」内は今井賢一「最先端技術こそが“適正”技術」『産業立地』昭和56年2月号、p.5の再引用
- 9) 西岡久雄「先端技術工業一立地、地域開発、および貿易摩擦」『経済地理学年報』第30巻第4号、経済地理学会、昭和59年3月を典拠としている。

参考文献

- 通商産業省 『通商産業政策史』第15巻 通商産業調査会 1995
- (財)日本立地センター 『テクノポリス・頭脳立地構想推進の歩み』(財)日本立地センター 1999
- 産業構造審議会 『80年代の通産政策ビジョン』通商産業調査会 1980
- 田中利彦 『テクノポリスと地域経済』晃洋書房 1996
- 伊東維年等 『検証日本のテクノポリス』日本評論社 1995